

口蹄疫対策検証委員会の設置について

平成22年7月27日
農林水産大臣決定

1 趣旨

平成22年4月20日以降、宮崎県で発生した口蹄疫は、同県川南町を中心とする地域において、爆発的に感染が拡大するとともに、埋却地の確保が遅れたこと等により、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第144号）に基づく殺処分、移動制限等の措置のみではまん延防止を図ることが困難となり、我が国の畜産史上最大規模の約29万頭の家畜が殺処分されるに至った。

この間我が国ではじめて防疫措置として、患畜及び疑似患畜以外の健康な家畜にワクチン接種を行わざるを得なくなり、これらの家畜について、口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号）に基づき、予防的殺処分を行うこととなった。

また、今回の防疫対応をめぐっては、国・県の事前の進入防止策の不徹底、初動対応の遅れ、連携不足等の問題が指摘されている。

口蹄疫については、近隣のアジア諸国で断続的に発生しており、我が国においていったん清浄化が図られたとしても、いつ新たな地域で発生しないとも限らない状況にあり、今回の経験を今後の防疫対応に活かしていく必要がある。

このため、口蹄疫に学識経験を有する者等から構成される第三者による口蹄疫対策検証委員会を設置し、今回の口蹄疫の発生前後からの国、県等の対応や殺処分、埋却、ワクチン接種、予防的殺処分等の防疫対応等について検証し、今後の口蹄疫防疫対策や、家畜伝染病に対する危機管理のあり方に資することとする。

【検証項目】

(1) 発生前の管理対応状況

- ① 海外からの侵入防止
- ② 都道府県における防疫体制
- ③ 農場等における衛生管理

(2) 発生直後の初動対応

- ① 農場段階における対応状況
- ② 宮崎県の防疫対応
- ③ 国の対応

(3) 防疫措置のあり方

- ① 殺処分の進め方
- ② 埋却地の確保など焼埋却の進め方
- ③ 農場や道路、車両等の消毒
- ④ ワクチン接種及び予防的殺処分

(4) 危機管理の体制と対応（国、県、市町）

(5) 今後の家畜防疫のあり方について

2 会議の構成

- (1) 会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 座長は、委員の互選によって選任し、座長代理は委員のうちから座長が指名する。
- (3) 座長は、会議を招集し、会議の議事を運営する。また、座長は、必要に応じて、牛豚等疾病小委員会委員をはじめとした学識経験者、畜産関係者、行政機関の職員等に、参考人として会議への出席を求めることができる。
- (4) 座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。

3 会議の運営

- (1) 会議は、口蹄疫発生農家等の経営内容と直接関連する個人情報が含まれ、当該農家等の利益を害するおそれがあるため、非公開とする。
- (2) 座長は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表するほか、必要に応じて、会議後に記者ブリーフィングを行う。

4 会議の庶務

会議の庶務は、農林水産省消費・安全局総務課において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が会議に諮って定める。